

令和8年度人間ドック及び婦人科検診業務委託仕様書

高松国税局 総務部 厚生課

1 契約件名

令和8年度人間ドック及び婦人科検診業務委託

2 業務内容

高松国税局、同管内税務署、税務大学校高松研修所及び高松国税不服審判所の職員に対する人間ドック基本コース及び婦人科検診（以下「人間ドック等」という。）の実施、判定及び報告（以下、これらを併せて「本件業務」という。）を行う。

3 業務委託者

業務委託は、支出負担行為担当官高松国税局総務部次長（以下「甲」という。）及び財務省共済組合高松国税局支部長（以下「乙」という。）が行う。

4 業務を受託するための条件

業務受託者（以下「丙」という。）が、業務を受託するための条件は、次のとおりである。

- (1) 本件業務の実施に当たっては、事前に高松国税局総務部厚生課（以下「担当課」という。）と十分協議を行うこと。
- (2) 本件業務を履行するに当たって関係法令及び規則を遵守すること。
- (3) 本件業務の一部又は全部を第三者に委託することなく遂行できること。ただし、丙は、事前に甲及び乙に対し本件業務の一部について委託の事実が明らかになる契約書等の写しを提出し、甲、乙及び丙が協議の上、甲及び乙が承認した場合は第三者に委託できる。
- (4) 本件業務の実施に当たっては、人間ドック等を受診する職員（以下「受診者」という。）のプライバシーが守られるよう細心の注意を払うとともに、受診者に無用な不快感、不安感等を与えることのないよう留意すること。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の取扱いに関する内部規定やマニュアルの作成等（漏えい等の防止策等）必要な措置を講じていること。

なお、契約の解除後及び契約期間満了後も同様の措置を講じること。

- (6) 個人情報の取扱いに関して、過去に不適切な取扱いがないこと。
- (7) 本件業務を実施する施設（以下「健診施設」という。）の所在地が徳島県、香川県、愛媛県又は高知県内であること。
- (8) 健診施設における令和7年中の人間ドック等に係る実績があること。

5 実施場所

丙の健診施設とする。

6 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

7 検査項目等

丙は、別紙1「検査項目一覧表」（以下「一覧表」という。）に掲げる検査項目を含む本件業務を次の表に記載した金額以下で実施するものとする。

なお、いずれの金額も受診者一人当たりの金額とし、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

おって、婦人科検診については、子宮癌検診、乳癌検診のどちらか一方のみの受診も可能とする。

内 容		金額（税込金額）
人間ドック	日帰り式 基本コース	44,770円以下
婦人科検診	子宮癌検診	7,700円以下
	乳癌検診	11,000円以下
	セット検診	18,700円以下
婦人科検診 （単独）	子宮癌検診	7,700円以下
	乳癌検診	11,000円以下

8 業務の内容等

(1) 受診者情報の提供等

イ 担当課は、人間ドック等受診予定日を含む受診者の情報（以下「受診者情報」という。）をあらかじめ丙の担当者に提供するので、丙は、「受診票」、「問診票」及び人間ドック等検査に必要なキットを受診者の所属部署名を明記の上、受診者一人分ずつ封筒に入れ、受診予定日の2週間前までに、別紙2「高松国税局管内税務署等所在地一覧表」に掲げる所在地へ直接送付する。

なお、担当課が提供した受診者情報に記載のある職員以外の者については、本仕様書の対象外とする。

ロ 受診日程の変更については、原則担当課と丙で行うこととするが、やむを得ず丙と受診者間で直接日程変更を行った場合、丙は変更に関する情報を遅滞なく担当課厚生専門官宛に連絡する。

(2) 検査の実施

一覧表に掲げた検査項目を含む検査を実施する。

なお、一覧表に掲げた検査内容（検査法）のうち、丙が実施する他の検査法によっても同様の結果が得られる場合は、あらかじめ書面により申出を行い、担当課の承認を得ることにより検査法を変更することができる。

また、検査の際に提出した問診票及び医師による問診の結果について、必ず

検査結果に反映させる。

おって、検査の際に使用する問診票は、特定健康診査に必要な項目を反映させたものとする。

(3) 検査結果の判定

人間ドック等検査結果の判定については、少なくとも「異常なし」、「経過観察」、「再検査／精密検査」及び「要治療」について、受診者が容易に判断できるように明確に表示する。

(4) 検査結果の報告

人間ドック等検査結果報告書（以下「結果報告書」という。）については、任意の様式により、以下のとおり対応する。

イ 受診者用結果報告書は、受診者ごとに封筒に入れ、検査日後3週間以内に各受診者宛に直接送付する。

なお、受診者の同意を得た場合は、受診者用結果報告書の送付に代えて、丙の健康管理システム等からの結果報告書データを、受診者本人のスマートフォン等により閲覧を可能とする対応としても差し支えない。

ロ 担当課用結果報告書は、上記イの結果報告書の写し1部のほか電子媒体でのデータを本件業務実施月ごとに取りまとめの上、担当課厚生専門官宛に翌月末までに、別紙3「人間ドック等検査結果報告書等送付書」を添付して送付する。

なお、電子媒体でのデータはCSV形式又はエクセル形式で作成し、CD-R又は電子メールにより担当課厚生専門官宛に送付する。

また、CD-Rの提出に当たっては、必ず最新バージョンのセキュリティソフトでのウイルスチェックを行い、ウイルス等の感染のないことを確認する。

ハ 特定健康診査の検査項目については、電子媒体でのデータにより、本件業務実施月ごとに取りまとめの上、翌月15日までに、別紙4「特定健康診査結果の送付について」に掲げる送付先宛に、別紙5「個人情報預託に関する記録」を添付して送付する。

なお、電子データの提出方法及びフォーマットについては、丙と送付先との間で直接調整すること。

ニ 検査結果等について、担当課から照会があった場合は、丙はこれに誠意をもって対応する。

ホ 受診者が継続して丙の健診施設において人間ドック等を受診している場合は、結果報告書に必ず過去の検査結果を併記する。

ヘ 上記イ、ロ及びハの条件による提出等が困難な場合は、事前に書面により担当課に申し出て承認を得る。

9 費用負担

業務の遂行に要する一切の費用は、丙の負担とする。

10 請求及び領収

丙は、契約書で定める単価により、甲及び乙にそれぞれ請求する。

なお、高松国税不服審判所に所属する受診者については、高松国税不服審判所に請求することとする。

おって、受診者負担額については、検査当日に丙が直接、受診者本人から領収する。

11 受診予定者数

900名程度（令和7年度においては、22の人間ドック等実施施設で864名が受診している。）ただし、健診施設の選択は受診者が行うため、受診希望者がいない場合がある。

12 申込書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月29日（金）17時

(2) 提出先

高松国税局 総務部 厚生課 厚生専門官

(3) 提出書類等

イ 別紙6「令和8年度人間ドック等業務に関する受託申込書」（以下「申込書」という。）

ロ 添付書類

(イ) 事業概要書（任意様式）

(ロ) 本件業務に関する詳細な内容が記載されたパンフレット等

なお、詳細な内容とは、本件業務に含まれる検査項目の詳細、通常料金及び婦人科検診については料金内訳が表示されている資料等をいう。

(ハ) 結果報告書の様式及び結果データをスマートフォン等により閲覧を可能とする場合のアプリ等の取扱（操作）要領等

(ニ) 人間ドック等結果判定基準表

(ホ) 人間ドック等施設見取図

(ヘ) 個人情報保護のためのセキュリティ確保に関する書類

(4) 提出された一切の書類は、返却しない。

(5) 上記(3)の「提出書類等」の作成に係る費用は、申込書提出者の負担とする。

(6) 申込書の提出後、内容について変更等があった場合は、速やかに担当課に報告することとし、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

13 契約先の決定

(1) 決定の方法

申込書を提出した者の中から、申込書、添付書類等に基づき審査を行い、決定する。

(2) 決定の通知

令和8年7月1日（水）を目処に決定し、その結果については、後日連絡する。

14 その他

(1) 丙は、本件業務に関して知り得た事項を、甲、乙及び担当課の承諾なしに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

なお、契約の解除後及び契約期間満了後も同様とする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 本仕様書に記載していない事項については、その都度、甲、乙、丙及び担当課の間で協議する。

(4) 本仕様書に関する問合せ等は、次の担当者に連絡する。

担当者（業務関係）

高松国税局 総務部 厚生課 厚生専門官

TEL 087-831-3111（内線 284）

担当者（契約関係）

高松国税局 総務部 会計課 経費係長

TEL 087-831-3111（内線 255）

検査項目一覧表

1 人間ドック基本コース

検査項目	検査内容（検査法）
既往症及び業務歴	問診、視診、触診
自覚（他覚）症状の検査	
身体計測	身長、体重、腹囲、BMI
血圧測定	収縮期、拡張期
眼科検査	視力（必須）、眼圧検査、眼底検査
聴力検査	
胸部X線直接撮影	正面
尿検査	蛋白、糖、潜血
腹部超音波検査	肝臓、胆嚢、膵臓、腎臓
心電図	安静時心電図
血液検査	HDLコレステロール、LDLコレステロール、 中性脂肪、GOT、GPT、γ-GTP、 空腹時血糖、クレアチニン、尿酸、赤血球数、 白血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、 血小板数、HbA1c
胃部検査	X線直接撮影又は内視鏡
便潜血検査	

2 婦人科検診

検査項目	検査内容
子宮癌検診	
乳癌検診	マンモグラフィー（2方向）、エコーのいずれか又は 両方

高松国税局管内税務署等所在地一覧表

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
徳島県	徳島税務署	770-0847 徳島市幸町三丁目54番地	088-622-4131
	高松国税局 企画課 徳島業務センター	770-0847 徳島市幸町三丁目54番地	088-600-8912
	鳴門税務署	772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜39番地 3	088-685-4101
	阿南税務署	774-0030 阿南市富岡町滝の下 4 番地 4	0884-22-0414
	川島税務署	779-3304 吉野川市川島町宮島747番地 2	0883-25-2211
	脇町税務署	779-3602 美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保36番地	0883-52-1206
	池田税務署	778-0004 三好市池田町シンマチ1340番地 1	0883-72-2155
香川県	高松国税局	760-0018 高松市天神前 2 番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111 (厚生課)
	高松税務署	760-0018 高松市天神前 2 番10号 高松国税総合庁舎	087-861-4121
	丸亀税務署	763-0034 丸亀市大手町二丁目 4 番 1 号	0877-23-2221
	坂出税務署	762-0001 坂出市京町二丁目 6 番27号 坂出合同庁舎	0877-46-3131
	観音寺税務署	768-0067 観音寺市坂本町六丁目 2 番 7 号	0875-25-2191
	長尾税務署	769-2302 さぬき市長尾西871番地 1	0879-52-2531
	高松国税局 総括税務相談官	769-2302 さぬき市長尾西871番地 1	087-831-3111 (厚生課)
	土庄税務署	761-4104 小豆郡土庄町甲6192番地 2	0879-62-1301
愛媛県	松山税務署	790-0808 松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎	089-941-9121
	高松国税局 企画課 松山業務センター	790-0808 松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎	089-950-0170
	今治税務署	794-0015 今治市常盤町四丁目 5 番地 1	0898-32-6100
	宇和島税務署	798-0050 宇和島市堀端町 1 番38号	0895-22-4511
	八幡浜税務署	796-0026 八幡浜市矢野町三丁目1096番地 4	0894-22-0800
	新居浜税務署	792-0025 新居浜市一宮町一丁目 5 番 4 号	0897-33-4145
	伊予西条税務署	793-0041 西条市神拝甲511番地17	0897-56-3290
	大洲税務署	795-0012 大洲市大洲689番地	0893-24-3115
	伊予三島税務署	799-0405 四国中央市三島中央五丁目 9 番45号	0896-24-5410
高知県	高知税務署	780-0061 高知市栄田町二丁目 2 番10号高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123
	高松国税局 企画課 高知業務センター	780-0061 高知市栄田町二丁目 2 番10号高知よさこい咲都合同庁舎	088-800-1300
	安芸税務署	784-0001 安芸市矢ノ丸四丁目 5 番地 7	0887-35-3115
	南国税務署	783-0004 南国市大埴甲1592番地の 2	088-863-3215
	須崎税務署	785-0004 須崎市青木町 1 番 4 号 須崎第 2 地方合同庁舎	0889-42-2355
	中村税務署	787-0022 四万十市中村新町四丁目 4 番地	0880-35-2135
	伊野税務署	781-2103 吾川郡いの町幸町 5 番地	088-893-1121

年 月 日

高松国税局 厚生課 御中

(受託者名)

(担当者名)

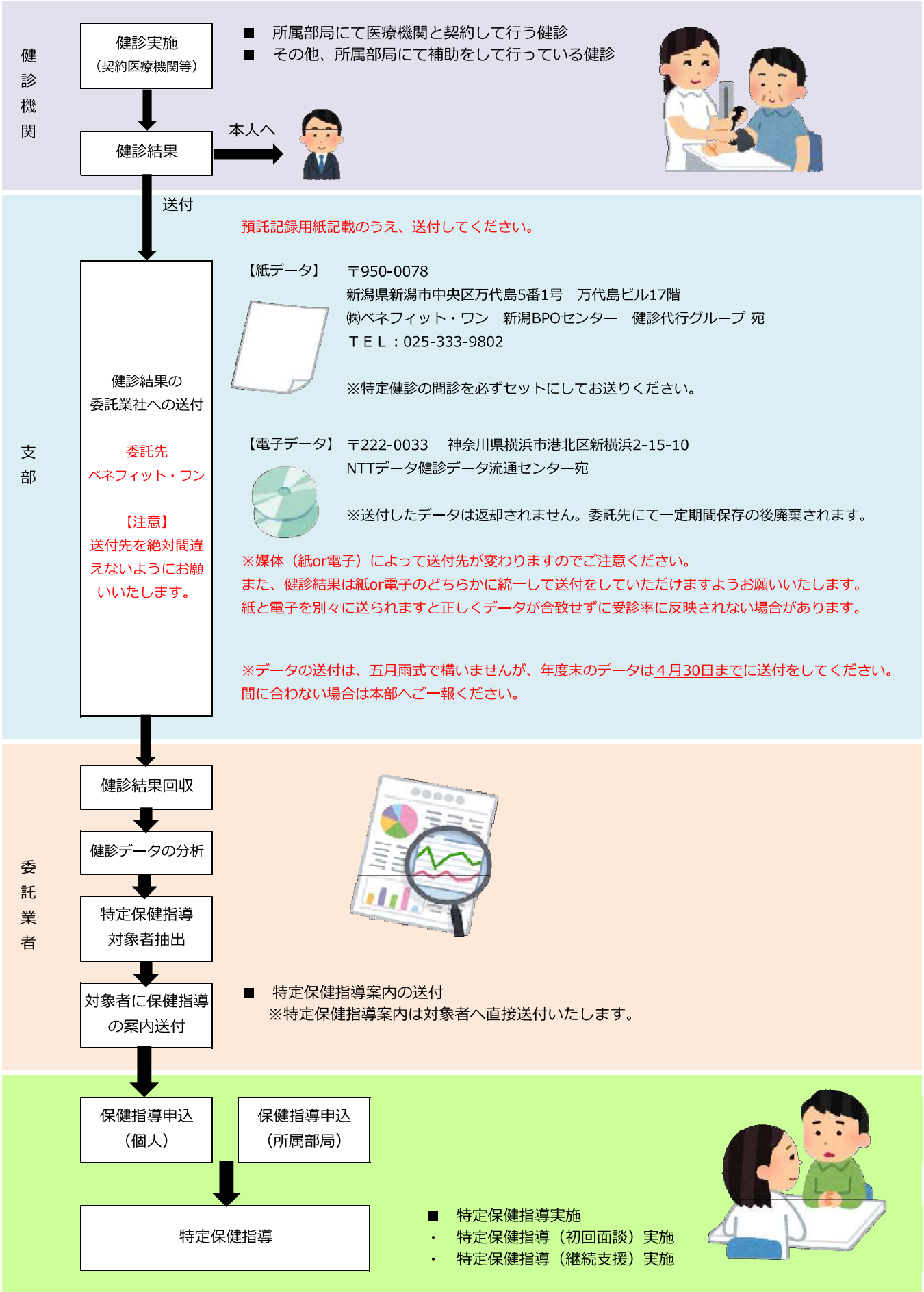
㊞

人間ドック等検査結果報告書等送付書

下記のとおり、送付します。

	品 名 等	件数 (枚数)	備 考
1	人間ドック等検査結果報告書		
2	人間ドック等検査結果データ (XML形式等)		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

特定健康診査結果の送付について

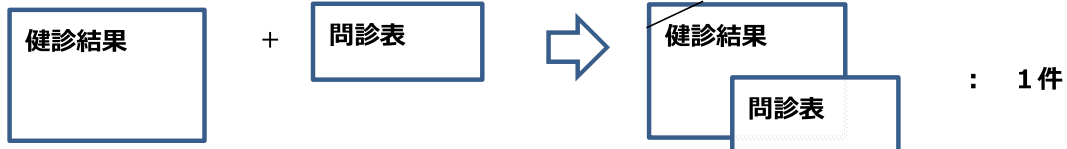


■ 件数カウント及び送付について

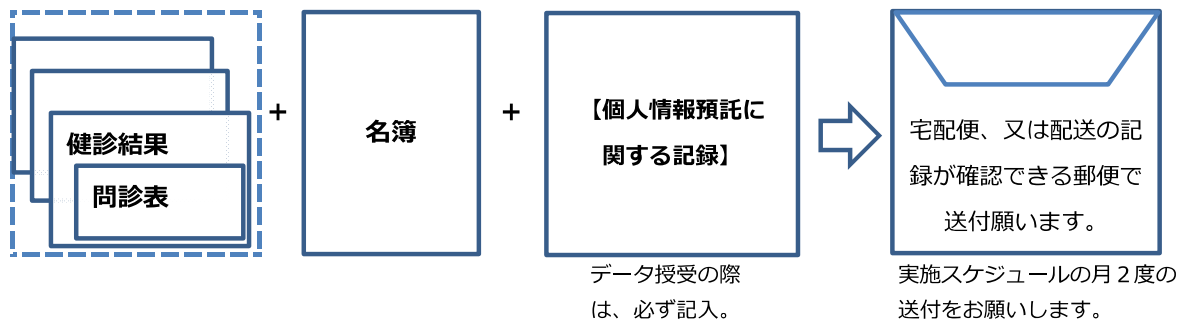
- ① 健診機関からの結果を取りまとめて、
(株)ベネフィット・ワン 新潟BPOセンター 健診代行グループ 宛へお送り頂きます。

【カウント方法】

- 紙データ



【送付方法】



【送付先】

〒950-0078
新潟県新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル17階
(株)ベネフィット・ワン
新潟BPOセンター 健診代行グループ 宛
TEL : 025-333-9802

送付いただく際に、「財務省共済組合 健診データ」と目立つように記載していただけますようお願いいたします。
(宅急便の場合は品目名の欄、封筒の場合は宛名の左下等に)

- ② 接受及び内容確認後、【個人情報預託に関する記録】に責任者名及び受領日を記入のうえ、FAXします。なおデータは一定期間保管後に委託業者にて廃棄します。

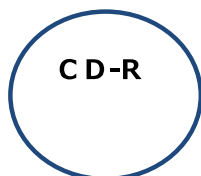
- 送付の際にご確認をお願いします。
 - ・ 健診結果と問診表がホチキス留めされているかのご確認をお願いします。
 - ・ ご送付頂く健診結果は、特定健診対象者分のみでお願いします。
 - ・ すでに提出した分は、返戻以外で再提出はなされないようお願いします。
 - ・ データ確認のために、提出データの対象者名簿の同封をお願いします。
(漢字氏名、カナ、氏名、性別、生年月日)

■ 件数カウント及び送付について

- ① 健診機関からの結果を取りまとめて、NTTデータ健診データ流通センターへお送り頂きます。

【カウント方法】

- ・ 電子データ（XML形式）

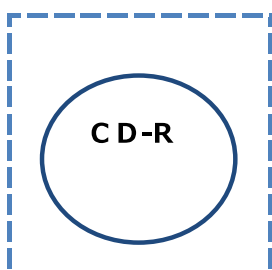


媒体数： ○ 枚

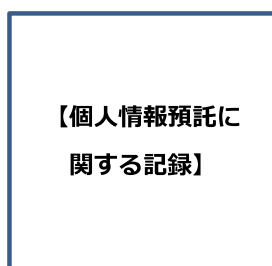
データ数： ○ 件

何件納められているかご確認ください。

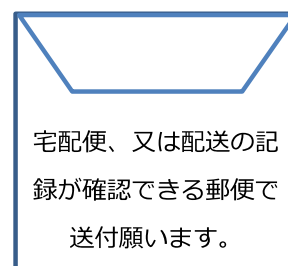
【送付方法】



+



大切な個人情報です。



データ授受の際は、必ず記入。

実施スケジュールの月2度の送付をお願いします。

【送付先】

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2-15-10

NTTデータ健診データ流通センター宛

TEL：050-3776-9200/9201

- ② 接受及び内容確認後、【個人情報預託に関する記録】に責任者名及び受領日を記入のうえ、FAXします。なおデータは一定期間保管後に委託業者にて廃棄します。

● 送付の際にご確認をお願いします。

- ・ 問診表のデータも入っているかのご確認をお願いします。
- ・ ご送付頂く健診結果は、特定健診対象者分のみでお願いします。
 - ※ 健診機関により削除できない場合には、【個人情報預託に関する記録】にその旨記載願います。
- ・ すでに提出した分は、返戻以外で再提出はなされないようにお願いします。

健診結果は、電子データ（XML形式）でご送付をお願いします。

CSVデータで送付する場合は事前に委託業者への連絡が必要です。

個人情報預託に関する記録

預託する側	財務省共済組合	医療機関名	
預託する側のFAX (送付元FAX番号)		所属名 担当者名	
預託される側	【電子データ】 NTTデータ 健診データ流通センター		【紙データ】 ベネフィット・ワン 新潟BPOセンター 健診代行グループ
預託の目的	令和8年度 特定健康診査に関する業務委託に係る個人情報の授受		
預託された内容	特定健康診査結果データ		

預託時の記録	健診結果はデータか紙のどちらかに統一して送付をしていただけますようお願いいたします。 紙と電子を別々に送られますと正しくデータが合致せずに受診率に反映されない場合があります。		
次の授受方法に従い、個人情報が確かに預託されたことをここに確認します。			
データの区分	新規	再送	
授受方法	紙	健診結果 問診票	枚 } 件分
		健診結果(問診票含む)	件分
	電子	CD-R	枚 件分
	続柄	組合員	件/被扶養者 件
預託の日付	令和8年 月 日		
預託の方法	()		
備考	()		
発送者	預託される側の個人情報に関する責任者		
署名	署名 印		
	受領日	年 月 日	

送付状を兼ねていますので、データ送付の際に一緒にお送りください
データ内容確認後、FAXにて返送いたします

個人情報預託に関する記録

紙データの場合

預託する側	財務省共済組合	医療機関名	〇〇病院
預託する側のFAX (送付元FAX番号)	046-674-8111	所属名 担当者名	事務部 健康 太郎
預託される側	【電子データ】 NTTデータ 健診データ流通センター		【紙データ】 ベネフィット・ワン 新潟BPOセンター 健診代行グループ
預託の目的	令和8年度 特定健康診査に関する業務委託に係る個人情報の授受		
預託された内容	特定健康診査結果データ		

預託時の記録	健診結果はデータか紙のどちらかに統一して送付をしていただけますようお願いいたします。 紙と電子を別々に送られますと正しくデータが合致せずに受診率に反映されない場合があります。		
次の授受方法に従い、個人情報が確かに預託されたことをここに確認します。			
データの区分	新規	再送	
授受方法	紙	健診結果 20 問診票 20 健診結果(問診票含む)	枚 } 20 件分
備考	問診票があることを確認ください		
	電子	CD-R 18 枚	30 件分
	続柄	組合員	件/被扶養者 件
預託の日付	令和8年〇月〇日		
預託の方法	レターパック		
備考			
発送者	預託される側の個人情報に関する責任者		
署名	健康 太郎	署名	印
	受領日	年 月 日	

送付状を兼ねていますので、データ送付の際に一緒にお送りください
データ内容確認後、FAXにて返送いたします

個人情報預託に関する記録

電子データの場合

預託する側	財務省共済組合	医療機関名	〇〇病院
預託する側のFAX (送付元FAX番号)	046-674-8111	所属名 担当者名	事務部 健康 太郎
預託される側	【電子データ】 NTTデータ 健診データ流通センター		【紙データ】 ベネフィット・ワン 新潟BPOセンター 健診代行グループ
預託の目的	令和8年度 特定健康診査に関する業務委託に係る個人情報の授受		
預託された内容	特定健康診査結果データ		

預託時の記録	健診結果はデータか紙のどちらかに統一して送付をしていただけますようお願いいたします。 紙と電子を別々に送られますと正しくデータが合致せずに受診率に反映されない場合があります。		
次の授受方法に従い、個人情報が確かに預託されたことをここに確認します。			
データの区分	新規	再送	
授受方法	紙	健診結果 問診票	枚 } 件分
		健診結果(問診票含む)	件分
	電子	CD-R	18 枚 30 件分
	続柄	組合員	件/被扶養者 件
預託の日付	令和8年〇月〇日		
預託の方法	〔 レターパック 〕		
備考	〔 PWは5tgb&YHN 〕		
発送者	預託される側の個人情報に関する責任者		
署名	健康 太郎	署名	印
		受領日	年 月 日

送付状を兼ねていますので、データ送付の際に一緒にお送りください
データ内容確認後、FAXにて返送いたします

年 月 日

高松国税局 総務部 厚生課 御中

名 称 _____

代表者名 _____ 印

令和8年度人間ドック等業務に関する受託申込書

1 申込者

ふりがな 名 称		法人格 の有無	
所 在 地	郵便番号 住 所 電話番号 F A X		
人間ドック 等実施施設 の所在地	郵便番号 住 所 電話番号 F A X		
担 当 者 職名・氏名	公募（契約）事務担当		
	人間ドック担当		

- 2 人間ドック等の内容及び金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
金額については、仕様書7「検査項目等」の範囲内で記載すること。

内 容		金 額（税込金額）		
人 間 ド ッ ク	日 帰 り 式・基本コース	※ 円		
	胃部内視鏡検査に変更した場合の追加料金	円		
	婦 人 科 検 診	①子宮癌検診	円	
		②乳 癌 検 診	マンモグラフィ	円
			エコー	円
			両方	円
①及び②セット検診	円			
婦人科単独検診	子宮癌検診	円		
	乳 癌 検 診	マンモグラフィ	円	
		エコー	円	
		両方	円	

※胃部検査がX線直接撮影又は内視鏡に変更しても同一料金の場合のコース金額です。

3 人間ドック等実施施設の概要

1	人間ドック等実施施設の 設立年月日	年 月 日
2	年間総受診者数 (令和7年1月~令和7年12月末)	人
3	年間精密検査指示数 (令和7年1月~令和7年12月末)	人
4	上記3のうち、年間精密 検査実施数	人
5	上記4のうち、年間精密 検査の異常所見者数	人
6	受付時から検査終了ま での所要時間	時間 分
7	人間ドック等実施施設か ら最寄りの税務署までの 所要時間及び交通手段等	(最寄り税務署) _____ 税務署 (所 要 時 間) 時間 分 (交 通 手 段 等)
8	人間ドック等実施施設 で作成しているマニ ュアル	(1)以下に記載したマニュアルの有無 大規模災害時の対応マニュアル(有・無) 事故発生防止マニュアル(有・無) トラブル発生時の対応マニュアル(有・無) 感染防止マニュアル(有・無) 廃棄物処理マニュアル(有・無) 情報機器のトラブル対応マニュアル(有・無) 検査機器の取扱いマニュアル(有・無) 受診者対応・接遇マニュアル(有・無) (2)その他、作成しているマニュアル ()

4 職員

人間ドック等業務従事職員数（令和8年4月1日現在）

	常勤(人)		非常勤(人)		合計(人) ①+②+③
	健診施設 専任①	病院・診療所 兼務②	延べ人数	常勤換算③	
医師(合計)					
うち内科					
うち外科					
うち眼科					
うち婦人科					
うち脳神経外科					
うちその他の医師					
保健師					
看護師					
診療放射線技師					
臨床検査技師					
管理栄養士					
情報管理担当					
その他職員					
総合計					

※ 「常勤換算」とは、1週間における非常勤職員の所定労働時間 32 時間をもって 1 人と換算すること。

5 その他の事項

(上記記載事項のほか、特記すべき事項がありましたら記載してください。)